

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

熊本厚生年金 事案 979 (事案 112、649、702、801、926、946、961、971 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私はA社で作業員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、これまで8度申し立てているが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無いこと、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していること、iii) 申立事業所の当時のB出張所長及び元総務担当者等は、申立人は当該事業所における厚生年金保険の加入対象者である世話役等ではなかったと説明していること、iv) 申立人が提出した「職長教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月12日付け、22年12月15日付け、23年3月2日付け、同年8月10日付け、24年1月12日付け、同年5月9日付け、同年8月1日付け及び同年9月26日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、申立期間においてA社にC職として勤務し、厚生年金保険の保険料を給与から控除されてい

たと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 6 月から 37 年 10 月まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が 34 年 8 月 1 日となっており、申立期間の加入記録が確認できなかった。

昭和 37 年 10 月 31 日に退職するまで、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間のうち、昭和 34 年 8 月から 37 年 7 月に帰国するまでの期間については、B 社の回答及び同僚の証言から、申立人が当該期間において A 社 C 支社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 34 年 8 月 1 日に資格喪失しており、その喪失理由として、同社は、「当初は研修として日本からの出張扱いであったが、D 国 E 地での勤務が長期になるので、D 国での労働許可証を取得し、それに伴う必要な手続き（社会保険を含む。）をしてほしいとの要請が 34 年 7 月 15 日付けで C 支社から F 支社にあり、厚生年金保険を資格喪失したと考えられる。」と回答している。

また、申立人と同様に、申立期間当時海外で勤務したとする複数の同僚は、海外勤務期間中は厚生年金保険の加入記録が無く、そのうちの一人は、「海外勤務中の給与は、海外支社から支給されており、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している上、B 社も当時海外赴任者は、赴任先の社会保険に加入させており、日本の厚生年金保険には加入させてい

なかったと回答していることから、申立期間のうち、昭和 34 年 8 月 1 日から帰国するまでの期間においては、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが推認できる。

- 2 一方、申立期間のうち、帰国後の昭和 37 年 7 月から同年 10 月までの期間については、申立人は、A 社 F 支社に勤務していたと主張しており、申立人が名前を挙げた同僚も、同様の証言をしているものの、B 社は、「昭和 37 年 7 月に帰国したことが分かる書類は有るが、その後 F 支社において勤務したことを記す資料は確認できない。」と回答している。

また、年金事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 37 年 7 月から同年 10 月までの期間における被保険者整理番号に欠落は無く、34 年 8 月 1 日に申立人が資格喪失して以降、再取得したことを確認することはできない。

- 3 このほか、申立期間において、B 社は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、申立人も、給与明細書等の書類を保管していないことから、申立期間の保険料の控除については、不明であるほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 981 (事案 268 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで

昭和 19 年 8 月 14 日から 27 年 3 月 31 日まで、A 社 (船舶運営会に在籍していた期間を含む。) に船舶乗組員として継続して勤務していたが、申立期間について、船員保険の加入記録が確認できなかった。

しかしながら、昭和 19 年 9 月分から給与が支給され、申立期間について、給与から船員保険料が控除されていたのは間違いないので、新たな資料は無いが、船員保険の記録を訂正するよう再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当時、申立人は船舶に乗船しない予備船員であり、昭和 20 年 3 月以前については、予備船員は、船員保険法の規定により船員保険の被保険者とされていなかったこと、ii) 申立人が挙げた 3 人の同僚の全員が、昭和 20 年 3 月以前の予備船員とみられる時期については、船員保険の被保険者期間となっていないことが、当該同僚の証言及び年金事務所の記録から確認できること、iii) 申立人が当該期間について船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、関連資料及び周辺事情も無いこと等を理由として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの判断がなされ、平成 21 年 9 月 30 日付けで通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、昭和 20 年 3 月以前の予備船員の期間についても、船員保険料を給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしいと申し立て、新たに、B 学校から A 社に同時期に入社した同僚の名前を挙げて

いる。

前記同僚については、他の同僚の平成 19 年 6 月 18 日付け C 社会保険事務所（当時）宛ての上申書により、申立人と同時期に B 学校を卒業し、A 社に入社したことを証明しているが、当該同僚及び上申書の提出者についても、入社後数か月間の未加入期間があり、予備船員とみられる期間について、船員保険の被保険者記録を確認することができない。

また、申立期間について、船員保険料が控除されていたことを確認できる新たな資料や証拠は無く、申立人の当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。